

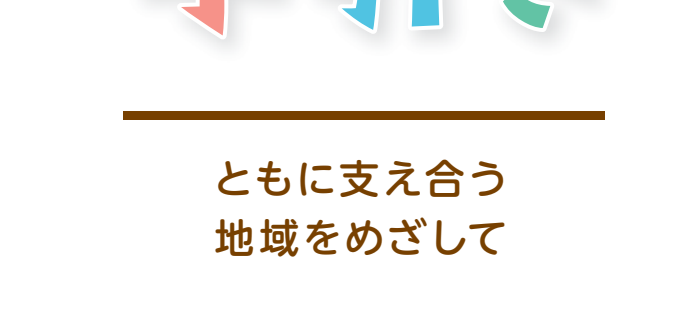
# 連絡先一覧

## 24区社協一覧

	所在地	TEL		所在地	TEL
北区	〒530-0026 北区神山町15-11 いきいきネット	6313-5566	東淀川区	〒533-0022 東淀川区菅原4-4-37 ほほえみ	6370-1630
都島区	〒534-0021 都島区都島本通3-12-31 ふれあいセンター都島	6929-9500	東成区	〒537-0013 東成区大今里南3-11-2	6977-7031
福島区	〒553-0001 福島区海老江6-2-22 あいあいセンター	6454-6330	生野区	〒544-0033 生野区勝山北3-13-20 おかちやま	6712-3101
此花区	〒554-0002 此花区伝法3-2-27 此花ふれあいセンター	6462-1224	旭区	〒535-0031 旭区高殿6-16-1 あったかセンター	6957-2200
中央区	〒542-0062 中央区上本町西2-5-25 ふれあいセンターもも	6763-8139	城東区	〒536-0005 城東区中央2-11-16 ゆうゆう	6936-1153
西区	〒550-0013 西区新町4-5-14 にしながほり	6539-8075	鶴見区	〒538-0051 鶴見区諸口5丁目浜6-12	6913-7070
港区	〒552-0007 港区弁天2-15-1 ひまわり	6575-1212	阿倍野区	〒545-0037 阿倍野区帝塚山1-3-8	6628-1212
大正区	〒551-0013 大正区小林西1-14-3 大正区ふれあい福祉センター	6555-7575	住之江区	〒559-0013 住之江区御崎4-6-10 さざなみ	6686-2234
天王寺区	〒543-0074 天王寺区六万体町5-26 ゆうあい	6774-3377	住吉区	〒558-0021 住吉区浅香1-8-47 いきいきセンター	6607-8181
浪速区	〒556-0011 浪速区難波中3-8-8	6636-6027	東住吉区	〒546-0031 東住吉区田辺2-10-18 さわやかセンター	6622-6611
西淀川区	〒555-0013 西淀川区千舟2-7-7 ふくふく	6478-2941	平野区	〒547-0043 平野区平野東2-1-30 にこにこセンター	6795-2525
淀川区	〒532-0005 淀川区三国本町2-14-3 やすらぎ	6394-2900	西成区	〒557-0041 西成区岸里1-5-20 はぎのさと	6656-0080

## 24区民生委員児童委員協議会

	郵便番号	住所	TEL		郵便番号	住所	TEL
北区	530-8401	扇町2-1-27	6313-9931	東淀川区	533-8501	豊新2-1-4	4809-9505
都島区	534-8501	中野町2-16-20	6882-9924	東成区	537-8501	大今里西2-8-4	6977-9901
福島区	553-8501	大開1-8-1	6464-9880	生野区	544-8501	勝山南3-1-19	6715-9910
此花区	554-8501	春日出北1-8-4	6466-9566	旭区	535-8501	大宮1-1-17	6957-9908
中央区	541-8518	久太郎町1-2-27	6267-9194	城東区	536-8510	中央3-4-29	6930-9052
西区	550-8501	新町4-5-14	6532-9034	鶴見区	538-8510	横堤5-4-19	6915-9950
港区	552-8510	市岡1-15-25	6576-9203	阿倍野区	545-8501	文の里1-1-40	6622-9875
大正区	551-8501	千島2-7-95	4394-9803	住之江区	559-8601	御崎3-1-17	6682-9820
天王寺区	543-8501	真法院町20-33	6774-9868	住吉区	558-8501	南住吉3-15-55	6694-9866
浪速区	556-8501	敷津東1-4-20	6647-9805	東住吉区	546-8501	東田辺1-13-4	4399-9829
西淀川区	555-8501	御幣島1-2-10	6478-9969	平野区	547-8580	背戸口3-8-19	4302-9941
淀川区	532-8501	十三東2-3-3	6308-9440	西成区	557-8501	岸里1-5-20	6659-9872



大阪市社会福祉協議会  
大阪市民生委員児童委員協議会

### 見守り活動の手引き

平成27年10月発行

編集・発行／大阪市社会福祉協議会 大阪市民生委員児童委員協議会  
〒543-0021 天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター内  
TEL.6765-5601 TEL.6765-5609



## はじめに

近年、少子高齢化の進行や社会経済状況の変化を受けて、福祉課題の「複雑化・多様化・深刻化」が進んでおり、適切な支援につながない要援護者に対する支援の必要性が増す一方、地域におけるつながりの希薄化が進み、社会的孤立の広がりによる孤立死が社会的問題となっています。

また、台風や集中豪雨、地震などの災害発生時における要援護者の避難支援が課題となっており、災害時の支援を視野に入れた日頃からの地域住民同士のつながりが重要となっています。

さらに、認知症高齢者等の増加に伴い、一人暮らしの認知症高齢者を地域でどのように支えるかが喫緊の課題となっており、加えて、道路や線路内で事故にあうなどの徘徊による事故も深刻な問題となっています。

こうした中、地域の中で生活の困りごとや生活のしづらさを抱えた人々が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、早期に問題を発見し、迅速に必要な支援につなげることが重要であり、また、平素から孤立することなく、身近な地域の人々との関わりを強くすることで、安心感を得て、互いにつながり・支えあいながら、その地域で暮らすことが実現します。

こうした状況を踏まえ、地域での住民同士の見守り活動に一人でも多く関心を高めてもらい、また、活動のイメージを持っていただき、留意点を確認できるよう「見守り活動の手順とポイント」をまとめました。

本冊子に示す内容はあくまでも一例であり、地域の中での話し合いにより、それぞれの地域に合った形での見守り・支えあいの活動を推進していくことが大切です。そのための一助として、本冊子をご活用いただけると幸いです。

## 目次

1. 見守り活動の目的 ～なぜ、見守りが必要なの?～ ⇒ P2
2. 実際の見守り活動の内容 ⇒ P4  
～ちょっとした変化の気づきでいち早くキャッチ!～
3. 見守り活動の留意点 ～ここだけは押さえて、活動をスタート!～ ⇒ P8
4. 異変に気づいたら ⇒ P10  
～いつもと違う、なんか変、心配・・・こんな時は次の手順で～
5. もしかして徘徊では ～認知症の人への対応について～ ⇒ P12
6. 民生委員・児童委員のみなさまへ ⇒ P14

### 参考：地域での見守り活動を考えるためのヒント集



#### <活用にあたって>

- 本冊子では、見守り活動の基本的な考え方や、活動方法、留意点などをまとめています。
- おもな読み手として各種地域団体の役員・活動者、民生委員・児童委員、また、活動の支援に関わる社会福祉協議会・行政・各種相談支援機関の職員などを想定しています。
- 見守り活動は、地域での住民同士の話し合いの場を持ち、行政や専門機関とも連携しながら、地域ぐるみの組織的な活動にしていくことが大切です。活動に携わるみなさまの参考資料としてお配りいただくとともに、地域での見守り活動について話し合う場や、学習場面でもご活用いただければ幸いです。
- 民生委員・児童委員のみなさまに、特に確認していただきたい点については、6(P14)をご参照ください。

# 1 見守り活動の目的

## ■ なぜ、見守りが必要なの？

見守り活動は、住民同士がつながりあうきっかけであり、ともに支え合って暮らしていくことができる地域づくりを進めるうえで、身近で、かつとても重要な取り組みです。普段の生活の中での「あいさつ」、「声かけ」、「生活の様子を気にかけること」などから、同じ地域で暮らす住民が、できるだけ早い段階でちょっとした変化に気づき、必要な支援へとつないでいくことが大切です。

お互いに見守り、見守られる“支えあい”の活動であることを念頭に置き、双方が負担や不安を感じないような関係を築いて取り組んでいきましょう。

## ◆ 見守り活動の役割

### 1.発見・つなぐ

「〇〇さん、最近様子がおかしいな」と同じ地域で暮らす住民ならではの「気づき」を活かします。日常の見守りや、「周りを気にかける」から、高齢者や子育て中の保護者、その子どもなどの「ちょっとした変化」に気づきます。それは、虐待や、悪徳商法、介護・育児疲れなどのサインかもしれません。こうしたアンテナを張ることで、どこに支援が必要な人がいるか、どのようなことに困っているのか把握できるようになります。

そして発見したことを区社協（見守り相談室）や地域包括支援センターなどの専門職に連絡・相談する「つなぐ」ことで、大事に至らないケースも多く見られます。



### 2.見守り

日常生活で声かけなどを通じて安否確認を行います。ご近所の「気になる方」を日常的・継続的に見守るということは、同じ地域で暮らす住民だからできることです。

現在、多くの地域で取り組まれている「食事サービス」や「ふれあい喫茶」などのグループ活動の中でも見守りの意識をもつことによって、さらにその役割が高まります。

はじめは、関わりを望まれない方もおられます。場合によっては「そっと見守る」ことも必要です。



### 3.予防

ちょっとした変化を早期に発見し、対応することで、高齢者虐待などを未然に防ぐことができます。

相談窓口にこられる時には、本人や家族・介護者が限界までがんばり、かなり深刻な状態になっている方が少なくありません。そのように深刻な状態に陥る前に、気づき、専門的な支援に「つなぐ」こと、「早期発見・対応」は重要です。

また、ご近所の方同士の「つながり」は、閉じこもりの予防に大いに役立ちます。支援が必要になる前の元気なときからの気かけ、気かけられる関係、そんな「つながり」が、実は重要なのです。





# 2 実際の見守り活動の内容

ちょっとした変化の気づきでいち早くキャッチ!

## ◆ 見守りの必要な人ってどんな人?

～あなたの地域でこのような方、また家はありませんか?～

<p>最近姿を見かけなくなった人</p> 	<p>近所づきあいがなく、外出しない (自宅にこもりがちな)人</p>	<p>家を訪問しても、顔をみせてくれない人</p> 
<p>町会、老人クラブ、サロン等の行事に参加しない人</p>	<p>病気がちで外出の機会が減ったり、床につくことが多い人</p> 	<p>介護保険等の福祉サービスが必要と思われるが、利用していない人</p>
	<p>認知症、寝たきりの高齢者を介護している家族</p>	

地域での見守りは単身世帯を中心に行われることが多いですが、近年はともに認知症のご夫婦や、高齢者と障がいのある子どもの世帯のように、一つの世帯に複数の課題があることも少なくありません。そのような世帯では、SOSが出せず問題が潜在化しやすくなります。さまざまな世帯への気配り、目配りの視点が必要です。

## ◆ 見守りの方法は?

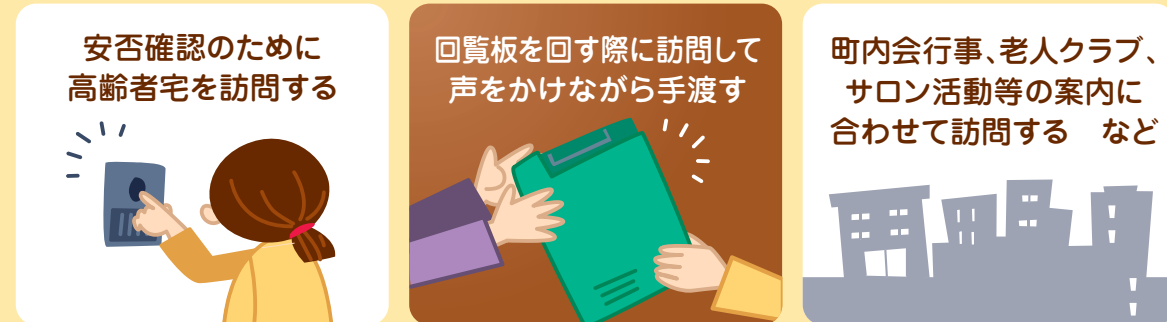
### その1 周囲からの見守り～ゆるやかな見守り～

生活の様子や家の状態を少し意識して気かけると、「いつもと何かが違うかも?」というちょっとした変化に気づきます。たとえば・・・

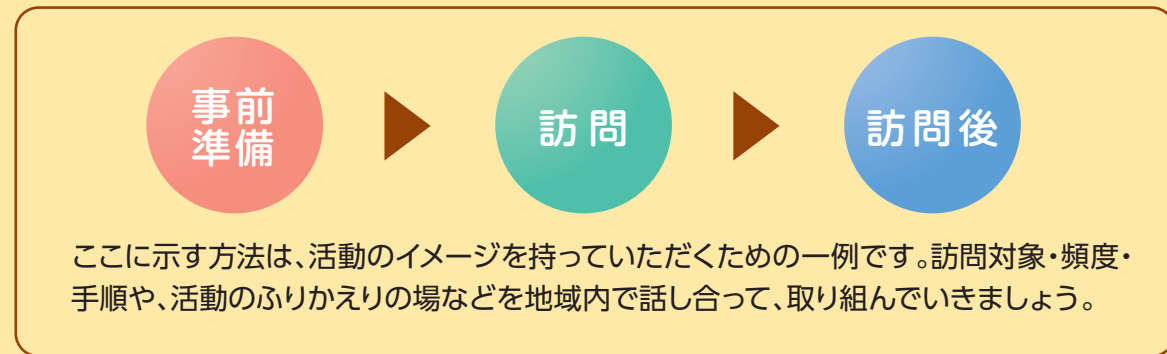
<p>あいさつや声かけの様子がいつもと違う</p> 	<p>夜になっても洗濯物が干したままになっている</p> 	<p>新聞、郵便物がたまっている</p> 
<p>暗くなっても灯りがつかない</p> 	<p>数日姿を見かけない</p> 	<p>窓、カーテンが何日も開けっ放し、または閉めっ放しになっている</p>
<p>ごみが放置され、家から異臭がする</p> 	<p>他にもいろいろなサインがあります!</p> 	

## その2 訪問による見守り

見守る対象の方と面識があり、あいさつや立ち話ができる関係である時は、実際に訪問して直接顔を見たり、話を聞くことで、いち早くいろいろなことに気づきます。たとえば・・・



### ● 訪問の流れ



### ● 訪問の手順

- 事前準備**
- 訪問の前には、必ず把握している対象者の情報を再確認してください。その際、個人情報の持ち出しはできるだけ避けるようにしましょう。
  - 次に、電話をしてみましょう。  
必ず自分が誰なのか、どういう目的で連絡したのかを伝えてください。

**例)**  
「〇〇さんのお宅ですか？△△協議会の□□と申します。この度は、◇◇事業の見守り活動で〇〇さんが見守りの同意をされているとお聞きして、ご連絡させていただきました。一度、お伺いしたいと思っておりますが、ご都合のよい日を教えてくださいませんか？」  
この先は、いろいろな話が続くと思われるかもしれませんが、臨機応変に対応してください。



**行く前に持ち物チェック!**

- 筆記用具
- 不在連絡票など、もし会えなかった時に訪問記録を残せるもの

〈あれば便利〉身分や立場を示すことができる身分証や名刺、携帯電話 など

## 訪問

- 実際に訪問しましょう。  
話しやすい雰囲気、ゆっくり、はっきり、わかりやすく話しましょう。その際、こちらから一方的に話しかけるのではなく、傾聴を意識して心がけましょう。

**例)**  
「こんにちは。はじめまして。私は△△協議会の□□です。よろしくお願いいたします。この度は、◇◇事業の見守り活動で〇〇さんが見守りの同意をされているとのこと、お伺いさせていただきました。」  
ここから、世間話や取り巻く環境などから、その人に関わる状況や困っていることなどを会話から聞き取って引き出してください。会話の最後に、次回訪問について触れて、初回訪問は終了です。活動が終わったら、忘れないように、記録しましょう。

## 訪問後

- 訪問の記録をつけておくと、今後の活動や、地域の中で活動をふりかえる際に、非常に役立ちます。  
専門職へのつなぎが必要である場合は、区役所や専門機関等へ相談しましょう。

# 3 見守り活動の留意点

■ ここだけは押さえて、活動をスタート!

見守り活動を進めていく上での留意点として、見守り対象者のプライバシーに配慮することがとても大切です。その他、気を付けることをまとめましたので、参考にして活動しましょう。

## プライバシーに配慮する



人には知られたくない秘密があります。見守り活動の中で知り得た情報を守ることは、信頼関係を築く上でとても重要です。情報収集は、見守り活動に必要な範囲にとどめましょう。

また、知り得た情報は、人に公言しないように気をつけましょう。

また、第三者に情報提供する際は、必ず本人に確認をしてから行いましょう。

### 【個人情報保護法の例外規定について】

見守り活動の中で知り得た情報について情報を守ることは、非常に重要ですが、以下のような場合には、本人の同意がなくても第三者に個人情報を提供できるとされています。個人情報保護に過剰に対応せず、個人の安全と権利を守る視点で活動することが大切です。

#### ① 法令の定めがある場合

高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待における通報義務に加え、警察や検察等の捜査機関からの照会などがあたります。

#### ② 本人の利益を守ることが優先される場合

「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(第23条 第1項第2号)」急病その他の事態時に、本人について、その血液型や家族の連絡先等を医療関係者に提供する場面などが考えられます。

## 同じ目線で



見守り活動は、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざして、同じ地域に暮らす住民がお互いに支え合う取り組みです。「見守ってあげる」という気持ちではなく、同じ目線での「お互い様」という気持ちを大切にしましょう。

## 広く受け止め 個々を大切に



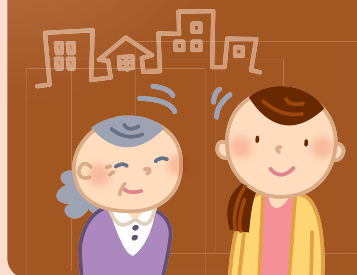
自分と同じように相手にも感情の起伏があります。時には関係が取りにくいこともあるかもしれませんが、時間をかけて関わっていきましょう。また、一人ひとりの考え方や生活を尊重することが大切です。

## 一人で 抱え込まない



活動の中で困ったことがあったら、一人で悩まず、地域での話し合いの場、区社会福祉協議会、区民生委員児童委員協議会や区役所等の関係機関に相談しましょう。決して、一人で抱え込まないようにしましょう。

## 活動は細く長く



気負わずに、相手に押しつけることなく、無理のない範囲で活動を継続しながら、少しずつ信頼関係を築いていきましょう。ご近所でのつながりづくりの重要性を、地域で確認していくことも大切です。

## 礼儀は忘れずに

最後に、訪問するときは礼儀を守りましょう。



## 4

## 異変に気づいたら

いつもと違う、なんか変、心配・・・こんな時は次の手順で

## ◆ 緊急性を要しないと思われる場合

まずは、区役所保健福祉センター、見守り相談室、地区の民生委員・児童委員、町会長などに連絡しましょう。介護保険や民間サービスの利用状況を把握している場合は、そのサービス提供者にも連絡しましょう。

また、本人より同意をもらって、緊急連絡先を把握している場合は、その連絡先に連絡しましょう。



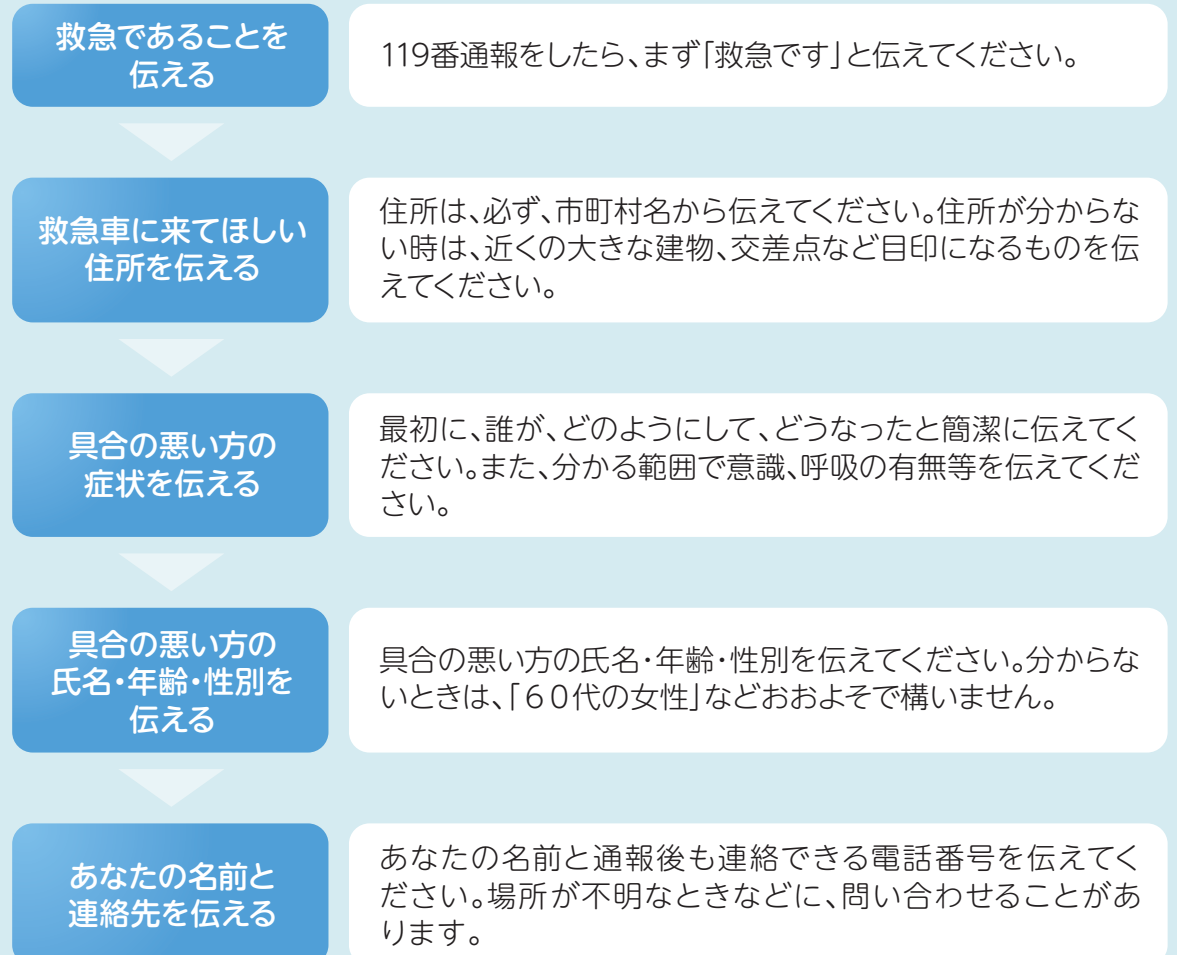
## ◆ 緊急性を要する場合

## 110番(警察署)へ通報する時のポイント

警察への通報には、詳しい説明は必要ありません。例えば、「新聞受けに新聞がたまっており、電灯もついたまま。中に人がいるのではないか」という事だけで結構です。電話に出た警察官が、いろいろ質問しますので、落ち着いて答えてください。また、通報後も連絡できる電話番号を伝えてください。

## 119番(消防署)へ通報する時のポイント

倒れている人やけがをしている人を発見したなどの緊急時の119番通報のポイントは次のとおりです。



# 5.もしかして徘徊では

## 認知症の人への対応について

認知症による症状で徘徊して行方不明になるケースは年々増えています。地域の中で「もしかして徘徊しているかも?」という人を見かけたら、次の6つの対応ポイントを基本に、可能な範囲で安全な場所への誘導をして、関係機関等へ連絡してください。

### 具体的な対応の6つのポイント

#### ①まずは見守る

認知症と思われる人に気づいたら、一定の距離を保ち、さりげなく様子を見守ります。近づきすぎたり、ジロジロ見たりするのは禁物です。



#### ②余裕をもって対応する

こちらが困惑や焦りを感じていると、相手にも伝わって動揺させてしまいます。自然な笑顔で応じましょう。



#### ③声をかけるときは一人で

複数で取り囲むと恐怖心をおおしやすいので、できるだけ一人で声をかけましょう。



#### ④後ろから声をかけない

一定の距離で相手の視野に入ったところで、「何かお困りですか」、「お手伝いしましょうか」、「どうなさいましたか」などと声をかけましょう。ただし、唐突な声かけは禁物です。



#### ⑤おだやかに、はっきりした言葉で

相手が高齢者の場合は耳が聞こえにくいこともあるので、ゆっくりとはっきりした言葉を心がけます。早口・大声などは避けましょう。



#### ⑥相手の言葉に耳を傾けてゆっくり対応する

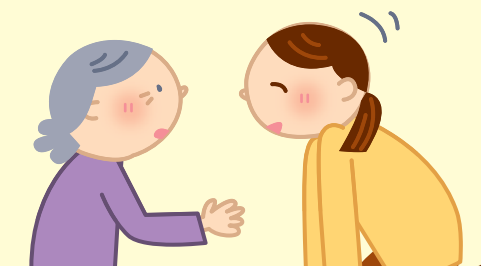
認知症の人は急がされるのが苦手です。同時に複数の問いに答えることも苦手です。相手の言葉をゆっくり聴き、何を伝えたいのかを相手の言葉から推測・確認しましょう。



### 徘徊模擬訓練

現在、さまざまな地域で、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を考えるきっかけとして、まちなかや福祉施設内、または学校等の福祉教育の場面で、認知症高齢者の方への声掛け訓練や徘徊模擬訓練が行われています。

これは、認知症の方への声掛けや対応について学ぶ機会であるとともに、認知症高齢者や家族の気持ちについても理解を深め、地域の中で認知症の方を見守るネットワークの強化も期待できる取り組みです。



また、家族は、認知症を患った本人に対して、これまでとは違った対応を求められるため、困惑したり、怒りや不安といった否定的な感情をもってしまうこともあります。

家族の戸惑いや葛藤などの思いに寄り添い、みんなで見守り、支えていく視点も大切です。

### 65歳以上の高齢者の4人に1人が認知症とその予備軍!

〈厚生労働省2012年推計〉

認知症  
約462万人

軽度  
認知障がい  
(MCI)  
約400万人

介護保険を利用する人は約500万人であり、支援につながっていない方が多くおられます。意識して見守ることで得た「気づき」が適切な治療や支援を早期に開始する糸口となります。

さあ、みんなで支え合う地域づくりをめざして、できるところから始めましょう。



# 6. 民生委員・児童委員のみなさまへ



## 訪問活動を再チェック!

民生委員児童委員活動の基本である訪問活動は、大阪市内で年間約19万5千件(平成26年度活動報告の実績より)が行われています。

訪問活動は、住民とつながるきっかけであり、さらには相談からニーズを把握し、個別支援へと展開していきます。

現在、福祉票や世帯票、さらには各委員が個々に作成した様式やメモなどさまざまな形で訪問活動の記録を保管していることと思いますが、個人情報の適切な管理、また退任後に後任にきっちりと引き継ぎ、継続した地域での見守りの重要性も考慮して、本会では、あらたに「訪問シート」を作成しました。

これは、個別訪問の際、会話をしながら聞き取った事項を記載するとともに、複写により各委員と地区委員長、また必要に応じて関係機関へ提供しやすい形となっています。各委員が訪問活動を振り返り、個人個人にあったよりよい支援につなげるために、記録は重要なものなので、訪問シートを活用しながら進めていってください。

訪問活動は、単なる状況の把握だけではなく、対象者との関係が築かれるにつれて活動の充実感も生まれます。身近な地域の中で、住民に寄り添った活動は、「わたしたち自身の活動の原点である」ということを再確認しながら、より充実した訪問活動ができるように、本書を参考にしながら、民生委員・児童委員が一丸となって推進していきましょう。

大阪市民生委員児童委員協議会  
地域福祉推進部会 一同

### ✓ 一人で悩まない

決して一人で悩まないようにしてください。地区の民生委員・児童委員、また地区委員長など、仲間同士で共有し、一緒に考えていきましょう。

それでも、解決しない場合は、各区保健福祉センターの区民生委員児童委員協議会事務局へ相談しましょう。

### ✓ 守秘義務

民生委員児童委員活動において、個人情報を知り得る機会是非常に多く、住民との信頼関係を築くためにも、取り扱いには十分気を付けていかなければなりません。

民生委員・児童委員だからこそ、心を開いていろいろなことを相談してくれる人もきっと多いはずです。守秘義務を課せられていることをいつも忘れず、支援を行いましょう。

### ✓ 民生委員証の携帯

民生委員・児童委員の身分証明書として民生委員証を必ず携帯しましょう。

初めて会う人は、どこの誰なの? と少し不安に思っている人がいるかもしれません。民生委員・児童委員であることを示すだけで、安心感を与えることができます。

### ✓ 訪問の記録

毎月報告している活動記録の「訪問・連絡活動」の欄の基礎資料にもなります。

本会が定めた訪問シートを活用して、記録として残していきましょう。災害時、またそれ以外でも情報が必要になった場合、きっちりと整理がされていれば、スムーズに対応ができるなど、記録の整理は重要です。

# 地域での見守り活動を考えるためのヒント集

最後に、地域での見守り活動の推進に関連したさまざまな活動例を紹介します。

## 見守り活動での気づきを持ち寄り、課題を共有する

見守り活動は一人で完結するものではなく、活動上の課題や悩みを共有する場をつくるのが大切です。見守り活動を通しての気づきを持ち寄り、共有することで、同じ課題を持つ方が他にもいるのではないかと新たな「気づき」につながる場合があります。

また、地域の方と専門職が協働して、地域の課題やどのような支え合いが必要かを話し合う場を持つことは、活動の意義や方向性を確認することにもつながります。

## 学びの場をつくる

見守り訪問を始める際、また、活動を続ける中でも、見守り活動の意義や、求められる背景、他地域の活動事例などについて、「学びの場」をつくるのが大切です。

具体的には、学識者を招いた学習会や、日頃の活動のふりかえりにより機運を高める取組み、特徴的な活動をすすめる他地域への視察・事例報告などの方法があります。

## 新たなボランティアを養成する・募集する

「地域で何かしたい」「自分も何かできることがあれば」…そんな思いを持ちながら、地域活動との接点がない方もいらっしゃいます。見守り活動に限らず、地域活動の担い手育成が課題となっている中、新たなボランティアを養成するための講座を開いたり、メンバーを募集することも一つです。

その際、新たに参加する人がその人のペースに応じて無理なく活動できるしくみを考えることや、また、活動になじめるような調整役の存在、フォローする姿勢も重要となります。

## 多様な機関との連携によりすすめる

地域で暮らす人のちょっとした変化に気づき、支えていくには、地域住民・専門職のみならず、宅配・訪問などを行っている民間事業者・商店も大きな力になります。

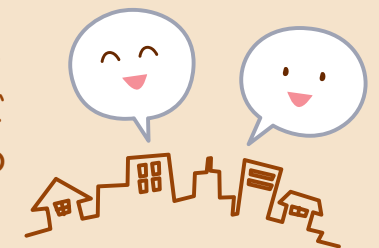
新聞販売店、飲料の宅配業者や町の電気屋さんなどの協力による見守り活動が推進されているところもあり、それぞれの強みを活かした連携のしくみをつくっていくのが大切です。

## 地域の集いの場にも「見守り」の視点を

地域の食事サービスやサロン活動で、顔の見える関係をつくることで、「時間を間違えるようになった」「衣服が汚れている」「最近姿を見せなくなった」などさまざまな変化に気づくことができます。地域活動における集いの場は、そのようなちょっとした変化の「気づき」の場であり、また、その場に来ない・来られない人の暮らしにも目を向けていくのが大切です。

見守り活動は民生委員・児童委員だけではなく、地域で活動するさまざまな団体・ボランティア、行政や専門機関が連携・協働しながら、継続的・組織的な活動として取り組むことが大切です。

それぞれの地域の特性を踏まえて、見守りの対象・方法・頻度や、活動において大切にしたいポイントなどを話し合い、つながり・支えあいの地域づくりを進めていきましょう。



### ■参考および引用文献

- ・高齢者見守り活動の手引き ～いつまでも安心して暮らすことができる地域を目指して～(北海道砂川市)
- ・先輩委員に学ぶ訪問調査活動ガイドブック(東京都民生児童委員連合会)